

各論に関する論点について

令和6年(2024年)7月17日
健康福祉部



1. 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる熊本の実現に関する論点

【論点】

- ①.安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる熊本の実現に向けて、どのような点に留意する必要があるか。
- ②.安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる熊本の実現に向けて行うべき基本的な施策とは何か。

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

2 ライフステージ別の重要事項

（3） 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがある。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

2 ライフステージ別の重要事項

（3） 青年期

（就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組）

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。

全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」（成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる）と「賃金と物価の好循環」（企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される）という「2つの好循環」の実現を目指す。

「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用労働者の正規化を進める。

いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」については、壁を意識せずに働くことが可能となるよう、取り組む。

2 ライフステージ別の重要事項

（3） 青年期

（結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援）

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。

結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

（1） こどもの誕生前から幼児期まで

（妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保）

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。

出産費用（正常分娩）の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進など出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。

周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する。

産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度化の検討を進め、着実に実施する。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング等を推進する。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。

先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の拡充に向けた検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

（２）地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

（３）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する。

職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進める。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の実施を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。

知事マニフェストにおける記載事項（抜粋）

- 少子化対策の基本は、若者が結婚したい・家庭を持ちたいと思ってもらうこと。そのためには、若い働き手世代の所得を増やし、現在の生活に対する満足度を高めることが必要であり、賃金上昇や安定した雇用の場の確保、多様な働き方の推進、多彩なジャンルの企業誘致や若者の企業創業支援等、若者が将来に希望を持てる社会づくりをまず少子化対策の基本とします。
- 今なかなか機会がないとされる出会いの場づくりを支援します。婚活イベントの開催や、結婚の決断を後押しする結婚相談窓口・結婚情報発信の充実により、婚活・結婚を重点的に支援します。
- 男性を含む不妊治療に対する費用助成など経済的支援を充実させるとともに、仕事との両立の悩みなどへの相談体制を強化します。
- 県内どこでも赤ちゃんを安心して産める環境づくりを構築するため、総合的な周産期医療体制を充実させます。
- 県内全市町村において高校生までのこども医療費を無料とすることを目指し、県が主導して、市町村の取組を整理します。
- 放課後のこどもの送り迎えの心配なく親がフルタイムで働くことのできる環境を築き、働く親のキャリア進展、世帯の所得向上を図り、さらには、もう一人こどもが欲しいと思える熊本を構築します。具体的には、「小1の壁」「小4の壁」の克服に向けての放課後児童クラブ（学童保育）制度の思い切った拡充、熊本市で実証中のこどもの習い事への送り迎えをする乗り合わせのA Iデマンドタクシーの推進等様々な交通手段を活用した送り迎え対策を実施します。
- 子育て世代における育児と仕事の両立の支援となり、また、T S M C等の海外からの移住者にもニーズがある、外国人による家事代行サービスについて、国家戦略特区制度を活用した家事支援外国人受入事業の国の動向を注視しつつ、熊本県における試行的導入を検討します。
- 各種休暇制度の充実、男性育休取得の推進、女性のキャリア支援、働き方改革などを通じて、結婚後・出産後・子育て中も安心して働きたいと思える職場環境づくりを県民運動として推進します。特に、出産や子育てにまつわる支援制度の充実など、女性が働きやすい労働環境の整備を支援します。県庁が率先してこれらに取り組んだ上で、知事自ら先頭に立ち、企業・団体との対話を重ね、安心して働ける職場環境づくりの実現を訴えかけます。
- 結婚・子育て・介護など従業員の生活と仕事の充実を応援する「よかボス企業」や、働く人がいきいきと輝き安心して働き続けられる「ブライト企業」を優遇する施策を全庁挙げて充実させ、登録企業をさらに増やすとともに、登録企業に取組の深化を求めることで、従業員の労働環境や処遇の向上を進めます。
- 児童福祉士や児童心理士を充実させるなど、県の児童相談所の体制を強化し、児童家庭支援センターとともに、市町村のこども家庭センター等における児童福祉業務との連携を推進することで、熊本モデルの児童相談体制を充実・強化します。

熊本で結婚・出産・子育てをしていくことが楽しい、そしてこどもたちがキラキラと輝く熊本づくりを頑張っていきたいと思います。

—————（略）—————

県民アンケートがやっぱり象徴していると思います。結局働きながら子育てができるということと、すなわち働き続けたいと思う仕事、職場環境があるか、もうこれが断トツです。すなわち、子育て支援策もさることながら、特に女性が結婚してもキャリアパスをちゃんと生き生きとしていられるということが必要なのです。それがなくなるかもしれないから結婚もしない、出産もしないとなるわけです。

—————（略）—————

今日、各部局長から意気込みをしっかりと語っていただきましたので、ぜひ健康福祉部を中心に頑張っていたきたいと思いますが、くれぐれも申し上げますけれども、やはり結婚すること、出産することにためらっている、この現状を打破しなければいけない。やはり、結婚・出産・子育てに夢を持てる、希望を持てる熊本を作っていかなければいけないので、やはり各部局それぞれの若い方の意見をよく吸い上げながら、政策を作っていただきたい。

全庁一丸となって、「こどもまんなか熊本」に向けて頑張っていきましょう。

第1回「こどもまんなか熊本」推進本部会議における各部局長等発言

【知事公室】

知事公室では「こどもまんなか熊本」の実現に向けまして、広報を通じた機運醸成と、それから危機管理については、様々な施策を通じた、生活面における安全安心の提供、さらにくまモンによる幸せな空間の提供を進めて参りたいと思っております。

—————（略）—————

それから子育て世代の方々に、地元で安心して住んでいただけるよう、特に県職員が地元市町村に直接出向き、地域と一緒に連携することで、例えばマイタイムラインの普及啓発等により、子育て世代の自助や共助の意識を育んで参りたいと思います。

何より、こどもまんなか応援サポーターに就任しておりますくまモンの活躍も重要と考えております。これまで以上にイベント等への出演によるこどもたちへの直接的な働きかけとともに、双方向でのSNS等を活用した情報発信に取り組むことで、子育て世代の方々がくまモンにどんな形で希望や幸せを与えて欲しいと願っているか、これをしっかり考えていきまして、くまモンの共有空間を通して、熊本に住み、（こどもを）育てることがどんなに幸せかということを広げて参りたいというふうに考えております。

【総務部】

総務部でございます。資料3の8ページを参考に御覧いただきたいと思っております。総務部は「こどもまんなか熊本」の実現のため、率先して働きやすい環境づくりなどに取り組んで参ります。

庁内の働きやすい環境づくりにつきましては、時差出勤や勤務時間インターバル制度を通じまして、ワークライフバランスを確保するなど、各職員のこどもと関わる時間の確保に繋がる取組みを行って参ります。

育休取得の推進につきましては、特に男性職員の育児参画を強く推進しており、こどもが生まれた男性職員に対して、14日以上のお休み等の取得を推奨する「ハッピーシェアウィークス」や、育休による欠員補充を機動的に行えるよう、会計年度任用職員を通年で任用するなど、男性職員が育児に関する休暇、休業を当たり前取得する育休文化の定着を図って参りたいと思っております。（後略）

第1回「こどもまんなか熊本」推進本部会議における各部局長等発言

【企画振興部】

企画振興部でございます。企画振興部では、地域振興や交通政策、これを通じまして「こどもまんなか熊本」の推進に取り組んで参ります。現在、人口減少が進んでおり、そうした中で地方の担い手の確保、そして地域の雇用を生み出すこと、これが課題となっております。魅力ある地域づくりを行うことで、こどもを帯同した若い世代、それから将来こどもを持つ若い世代、この方々の移住・定住の促進に取り組んで参りたいというふうに考えております。

それから、文化芸術の将来の担い手となるこども・若者、このこども・若者がキラキラと輝いて夢が実現できるように文化芸術活動を支援して参ります。

そして特に重要でございますのが、地域公共交通を維持、そして改善していくことでございます。通勤、それから通学、そしてこどもの送り迎え、こういったものが課題になっておりますので、こども・若者の移動手段を確保する上で、地域公共交通を改善すること、これにしっかりと取り組んで参ります。

それから企画振興部においては今後、次期基本計画・総合戦略を策定する予定でございますが、「こどもまんなか熊本」、この視点に立って取り組む施策についてマニフェストにも反映されており、重要な事項の一つでございますので、次期基本計画・総合戦略の中にしっかりと反映させていきたいというふうに考えております。

【商工労働部】

商工労働部でございます。商工労働部では、働く人が生き生きと輝き、また仕事と家庭の両立ができる企業を認定して広くPRする「ブライト企業」認定制度等を実施しております。認定に当たりましては、外部の審査委員による審査を行いまして点数制で認定を行っているところでございます。現在県内の423社が認定されている状況でございます。部としましては、このブライト企業認定制度を引き続き実施することによりまして、「こどもまんなか熊本」の推進に努めて参りたいと考えております。

くまもと家庭教育支援条例

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

～（中略）～

(親としての学びを支援する学習機会の提供)

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びを支援する講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

2. こども・若者がキラキラ輝く熊本の実現に関するライフステージを通じた論点

【論点】

- ①.こども・若者のライフステージを通じて、どのような点に留意する必要があるか。
- ②.こども・若者のライフステージを通じて行うべき基本的な施策とは何か。

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

1 ライフステージを通した重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組む。

（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもＳＯＳを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着）

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体 of 諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。

（こどもまんなかまちづくり）

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

- 児童福祉法の家庭養育原則によれば、暖かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて育つことがこどもの健やかな成長のために必要です。このため、里親制度の周知・啓発、里親のリクルート・研修・マッチング・委託後の支援に至るまでを一貫して担うフォスティング機関（里親支援センター）を支援し、里親委託を推進します。
- 施設においても、可能な限り良好な家庭的環境を確保し質の高い個別的なケアを実現するための小規模化や、ケアニーズが高いこどもへの専門的な対応等を担うための高機能化・多機能化を推進します。
- こどもが犯罪や交通事故の被害に遭わないよう、通学路や校門等への見守りカメラの設置や地域のスクールガードによる登下校時の見守り活動を支援します。
- 熊本発のグローバル人材を育てるため、県内での外国語教育の充実と若者の海外留学を支援します。また、インターナショナル・スクールの充実や国際バカロレア（IB）教育の支援、外国の方に向けた日本語教育の推進を図り、多文化共生社会にふさわしいグローバルな教育環境を構築します。
- 熊本の食文化のブランド化を進める前提として、こどもたちに食の重要性を認識してもらうため、「くまもと食育戦略」を定め、食育を戦略的に進めます。
- 地産地消による高品質な学校給食を提供することにより、幼い頃から味覚を鍛え、郷土の食への愛着と誇りを育成し - （中略） - ます。
- 読書習慣の定着、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や県内全てのこどもが本に親しむ機会を確保するため、「熊本県立図書館」、「くまもと文学・歴史館」、そして、新たに開館する「こども本の森 熊本」の図書館の体制や蔵書を充実させるとともに、電子図書館サービスを実現します。
- 厳しい環境に置かれている児童・生徒に対する支援を強化し、奨学金を活用するなどして、意欲に応じて誰もが教育を受けられる環境を構築します。

第1回「こどもまんなか熊本」推進本部会議における各部長等発言

【総務部】

(前略) また、私立学校関係では、生徒・保護者の経済的負担の軽減をはじめ、いじめ、不登校生徒への支援など、安心して学べる環境を確保して参ります。また魅力ある学校づくりや、グローバルに活躍する人材の育成など、若者が夢を実現できる環境整備にも取り組んで参ります。

【観光戦略部】

「こどもまんなか熊本」が目指すこども・若者がキラキラ輝く熊本を実現するためには、こども・若者が夢を持つことができる環境づくりが重要だと考えています。観光戦略部におきましては、プロスポーツチームとの交流や国際交流などを通して、こども・若者の夢づくりを後押ししていきたいと考えています。具体的には、プロスポーツ選手、例えばロアッソ熊本の選手によるサッカー教室など、こどもたちとプロスポーツ選手が直接交流することで、こどもたちが夢を持てる社会の創出に取り組んでおります。

また、グローバル社会の中で若者が夢を抱いて海外体験を得ることができる支援として、パスポートを新規取得する際の助成などを行っております。

健康福祉部が昨年度実施された県民アンケートの結果では、子育て支援で必要なものとして、「こどもと一緒に楽しめる娯楽の充実」と回答した人は、学生・生徒で約4割、社会人で約3割と一定割合を占めています。スポーツによる交流の場の創出はこどものみならず、子育て世代等と一緒に参加して楽しむことができるため、こうした交流の場の充実が大事だと考えています。引き続き「こどもまんなか熊本」実現に向けてしっかりと取り組んで参ります。

【農林水産部】

農林水産部でございます。こどもに対しまして、熊本県の農林水産物・農林水産業に親しんでもらうことで食の大切さ、それから職業観の醸成というのを図っています。

農業では、農業体験バスツアー、食の名人による出前講座、田植え・稲刈りの体験などをやっておりますし、林業では木製遊具貸出しとか、保育園への木製品導入補助、水産業では地引き網、魚食普及活動などを行っております。また、就業を希望する若者の学びの場として各大学校がございますので、そこをはじめとしまして就業前の研修制度を設けるなど、教育環境を整備するとともに、農業とか、或いは獣医師、その魅力を伝える動画というのを今導入してアップしております。そういったキャリア教育活動にも尽力して参りたいと思っております。

こうした取組みによりまして、本県の農林水産業の魅力を伝え、ひいては担い手の育成にもしっかりとつながって参ります。

第1回「こどもまんなか熊本」推進本部会議における各部長等発言

【土木部】

土木部でございます。県民アンケートにございましたように安全・安心な生活環境、そして交通環境の利便性向上というのが上位に入っております。こどもや子育て世代、また若者などの視点に立って、安全・安心で快適に暮らせる生活環境や交通環境の整備を進めていくことが重要と考えております。このため、公共インフラの防災というのは当然のことでございますが、例えば道路では通学路の安全対策、渋滞解消に重点的に取り組む。

また、公共交通に関しまして、益城町の4車線化の方の事例でございますが、子育て世代を、保護者の方を集めて意見交換をやっています。その結果を踏まえて、バス停を使いやすくするために屋根を設置したいということで助成したり、または、地元の益城町さんと連携して駐輪場をバス停の近くに整備したりという、そういった取り組みをやっています。

また、子育て世代の県営住宅の優先入居などにも取り組んで参ります。引き続き、公共空間の利用者の考えを丁寧に把握しながら、生活環境、交通環境の整備改善に取り組んで参ります。

【環境生活部】

環境生活部です。環境生活部では「こどもまんなか熊本」の実現に向けて、男女共同参画の理念のもと、特に女性の育児への負担の軽減が図られるよう、性別にかかわらず、育児ですとか、家事への参加が進むよう環境整備に取り組むとともに、次代を担うこどもが健やかに成長するための交通安全の推進、青少年の健全な育成、また、人権教育の推進等の取り組みを進めて参りたいと考えております。

【警察本部】

県警察におきましては、こどもや若者或いは子育て世代が安全で安心して暮らせる熊本を実現するための取り組みとしまして、現在行っているものとしまして、通学路における見守り活動ですとか防犯カメラの設置・運用などといった、犯罪の被害に遭わないようにするための取り組みを行っています。

また、通学路における信号機や横断歩道の設置、或いはこどもに対する交通安全教育などの交通事故の被害に遭わないようにするための取り組みを進めております。

また、非行防止教室をはじめとします、少年の健全育成に向けた取り組みを進めているところでございますので、この「こどもまんなか熊本」の趣旨を踏まえまして、こうした取り組みをより一層進めて参りたいと考えております。以上でございます。

3. こども・若者がキラキラ輝く熊本の 実現に関するライフステージ別の論点

【論点】

- ①.こども・若者が社会生活を営むに当たって、各ライフステージ（※）はどのような意味をもつ時期なのか、その時期を充実したものとすることはどのような点で重要なのか。
※乳幼児期：義務教育年齢に達するまで 学童期：小学生
思春期：中学生からおおむね18歳まで 青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満まで
- ②.各ライフステージの意味を踏まえると、それぞれのライフステージにおいてこども施策に取り組むに当たっては、どのような点に留意する必要があるか。
- ③.各ライフステージにおいて進めるべき基本的な施策とは何か。

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

2 ライフステージ別の重要事項

（１）こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければならない。

これらを踏まえ、後述の「3 子育て当事者への支援に関する重要事項」と併せ、以下の施策に取り組む。

こども大綱記載事項（抜粋）

（こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実）

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、社会全体の全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を示す羅針盤である、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。あわせて、病児保育の充実を図る。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。

こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

（２）学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。

一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることのないよう支えていくことが望まれる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

（居場所づくり）

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。

- 「小1の壁」「小4の壁」の克服に向けての放課後児童クラブ（学童保育）制度の思い切った拡充、熊本市で実証中のこどもの習い事への送り迎えをする乗り合わせのA Iデマンドタクシーの推進等様々な交通手段を活用した送り迎え対策を実施します。
- 全ての家庭について、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、安心して子育てができるよう、市町村と連携して、3歳未満のこどもを対象とする「こども誰でも通園制度」の試行実施・本格実施への対応を万全にします。
- 希望する誰もが利用しやすい保育園・幼稚園・認定こども園の実現に向けて、制度設計や環境改善を進めます。
- 変化の激しい時代に対応した教育改革を現場目線で進め、学校の働き方改革、専門スタッフの配置拡充、授業の質の向上を図ります。生徒の個性が輝くような県立高校の魅力化、グローバル人材の育成、県内外の高等教育機関との連携強化を推進します。また、「熊本の心」で、郷土への愛と誇り、志を育成します。
- 社会や生徒のニーズを踏まえ、グローバル人材の育成や特色ある学校づくりを行う私立学校の取り組みを支援し、熊本の未来を担う若者に「選ばれる私学づくり」を推進します。

【教育委員会】

教育委員会でございます。教育委員会におきましては、こどもたちの夢を実現するということで、様々な施策を展開しているところでございまして、こどもを対象とした取組みとしましては、いじめや不登校、ヤングケアラー対策など誰一人取り残さない学びの場の整備とか、それから4月に開館しましたこども図書館の利用促進、それから放課後のこどもの居場所づくり、さらにはグローバル人材育成やキャリア教育の推進。

それから県立高校における特色ある学科づくりとか産業人材育成、そういったこどもを対象としたのと合わせまして、働く現場の先生、教師たちが子育てできる環境づくりとしては、やはりその教師の確保対策、働き方改革、そして今年度から県立高校で4月から導入したのですけれども、こどもと親と一緒に平日に休める制度。さらには、学校の先生の時差出勤。こういったことも今取組み始めておりまして、引き続き、関係部局と連携して取組み進めていきたいというふうに思っております。

4.こども施策を推進するために必要な事項

【論点】

- ①.こども施策を推進するために必要な事項として、どのようなものが考えられるか。

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

2 こども施策の共通の基盤となる取組

（2）こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図る。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成する。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図る。

（３）地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方公共団体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。

先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

（４）子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図る。

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図る。

（５）こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進める。

子育て当事者がこどもと一緒にいるときに感じた不便や周囲に求める理解や配慮に関する調査結果を踏まえ、国の施設や他の公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく。

3 施策の推進体制等

（2）数値目標と指標の設定

こども大綱が対象とするおおむね5年の間に達成すべき具体的な数値目標を設定する。数値目標は、総花的に羅列するのではなく、戦略的に施策が進められるよう、こども大綱の体系・柱建てに沿って構造的に設定する。こども・若者、子育て当事者からみて何がどのように変わるのかがわかるようなものとなるよう留意する。

参考指標として、①数値目標に紐づく個別の施策の進捗状況を検証可能とする指標、②こども・若者、子育て当事者のおかれた状況等を把握するための指標を設定する。

おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家庭審議会において検討する。

- 熊本の未来を担うこどもたちのために、「こどもまんなか熊本」を必ず実現します。そのために、「こども未来創造会議」を設置し、こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者との直接対話を重ねながら、「こどもまんなか熊本・実現計画」を令和6年度中に策定します。
- 実効性あるこども政策づくりには市町村や経済界と一丸となった体制が不可欠です。市町村や経済界の現場の声がしっかり反映される県庁内の横断的な政策推進組織の構築や子育て世代を中心にしたこども政策担当職員の拡充など県庁の体制を強化してこども政策を力強く推進します。
- 児童相談所への相談・通報が急増している中、こどもの安全・安心の確保を図るため、県全体で児童相談担当職員の共通人材育成を行います。
- 保育・幼児教育を担う教員・保育士等スタッフ全員がこどもに笑顔で接することができるよう、待遇改善に必要な経費の上積み等、国に制度改正を求めるとともに、県としても保育・幼児教育を担う人材の育成を進めつつ、こどものために保育・幼児教育で働くことの良さ・素晴らしさを積極的に情報発信して人材確保に努めます。
- 「こども食堂」、「地域の学習教室」、「地域の縁がわ」など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、こどもや子育て世代と地域とのつながりを強めます。これを通じて、地域全体でこどもの育ちを応援する機運を醸成するとともに、支援が必要なこども・家庭の早期発見や早期の包括的支援につなげます。
- シングル・ペアレント、ヤングケアラー、貧困、DV、児童虐待、障がい、ひきこもりなど、様々な生きづらさを抱える方への相談体制・支援を強化します。

【知事公室】

広報については、こども・若者、子育て世代により届くものとするため、今年度からSNS等を積極的に活用して、県の様々なこどもまんなか施策を発信することにより、幅広い世代に機運の醸成のための取組みを進めて参りたいと思います。

【教育委員会】※再掲

(中略)それから県立高校における特色ある学科づくりとか産業人材育成、そういったこどもを対象としたのと合わせまして、働く現場の先生、教師たちが子育てできる環境づくりとしては、やはりその教師の確保対策、働き方改革、そして今年度から県立高校で4月から導入したのですけれども、こどもと親と一緒に平日に休める制度。さらには、学校の先生の時差出勤。こういったことも今取り組み始めておりまして、引き続き、関係部局と連携して取り組み進めていきたいというふうに思っております。

【デジタル戦略局】

デジタル戦略局です。当局では本県のデジタル化、DXを推進しておりますけれども、特にこども・若者、子育て世代は、デジタルが生活に浸透しているということなども踏まえまして、こども政策についても、デジタル技術の活用の視点が大変重要だと認識しております。そうした中におきましては、既に妊娠や子育て、教育など、子育て支援の様々な分野でデジタル技術の活用が進んでおりますが、今後もデジタル技術を積極的に活用することで、より効果的な取組みとすることが期待できると考えております。

デジタル戦略局としましては、各部局、市町村と連携して、デジタル化、DXの観点からこども施策がより効果的な取組みとなるよう、取り組んで参りたいと考えております。

熊本県子ども輝き条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) すべての子どもは、生まれ育ってきた状況、性別、障害又は病気の有無等にかかわらず、世界に一つのかけがえのない存在であること。
- (2) すべての子どもは、社会の一員としてその人権及び個性が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (3) すべての子どもは、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができること。

(子どもの育ちの環境づくり)

第4条 県民は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

- (1) すべての子どもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
- (2) すべての子どもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な指導を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- (3) すべての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- (4) すべての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育っていきること。

(子どもに教え伝えていくこと)

第5条 県民は、すべての子どもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくものとする。

- (1) 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- (2) 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- (3) 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- (4) 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

(それぞれの役割)

第6条 子どもの保護者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、子どもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めるものとする。

2 子どもの教育、保育等を行う者は、子どもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、子どもの育ちを支援していくよう努めるものとする。

3 県民及び事業者は、子どもを地域及び社会全体で育てていくという認識の下、子どもの育ちを支えていくよう努めるものとする。

(県の取組)

第7条 県は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他子どもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していくものとする。

2 県は、この条例に掲げる基本理念について、子どもを含めた県民の理解が深まり、この条例に規定する取組について、県民がそれぞれの立場で進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていくものとする。

熊本市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。